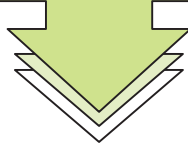


# 木曾広域連合より介護保険のお知らせです

## 65歳になられた方への介護保険料のご案内 ( 納付のお願い )



日頃は介護保険業務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
65歳になると、すべての方が介護保険受給資格を取得することになります。該当される方には介護保険被保険者証及び介護保険料額決定のご通知をお送りしています。

### 介護保険料の支払い方法についてのご案内



- 1 65歳になると介護保険料は木曾広域連合に納めていただくこととなります。それまでは、医療保険等と共に各機関に納めていただきました。
- 2 65歳になられた方はおおよそ半年間、社会保険庁と事務手続きの関係上、年金天引きが出来ません。その間は、直接納付で保険料を納めていただきます。(金融機関窓口及び町村役場)
- 3 年金天引きの手続きが完了しましたら、別途「特徴開始通知書」をお送りします。年金天引きの申請等の手続きはいりません。  
※年金支給額・年金の種類等によっては年金からの天引きにならない場合もあります。

### 【ご確認ください 】

介護保険制度は、40歳以上の方全員が加入する国の制度です。詳しい内容につきましては、65歳になられた時にお送りする被保険者証に同封されている『介護保険の手引き』をご覧ください。

不明な点がありましたら木曾広域連合へご遠慮なくお問い合わせ下さい

☎ 0264-23-1050

